

軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会の部会委員の選任について

軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会の部会委員の選任について、軽井沢町自然保護審議会条例（昭和48年輕井沢町条例第24号）第8条第2項の規定により、部会に属すべき委員を下記のとおり指名する。

記

氏 名

○参考図書等

- ・ **資料Ⅱ** 軽井沢町自然保護審議会条例
- ・ **資料 4** 軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部会設置要綱（案）
- ・ **参考資料 4** 自然保護対策要綱等改正検討組織体系（案）

[ファイル名：04_資料Ⅱ_軽井沢町自然保護審議会条例.pdf]

[ファイル名：12_資料4_軽井沢町の自然保護対策要綱等改正検討部
会設置要綱（案）.pdf]

[ファイル名：13_参考資料4_自然保護対策要綱等改正検討組織体系
（案）.pdf]

○その他

なし